広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問(個)第5号

第1 審査会の結論

広島県知事 (以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった保有個 人情報の一部を不開示とした決定は,妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は,平成17年5月25日,広島県個人情報保護条例(平成16年 広島県条例第53号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により,実施 機関に対し,「平成年月日より へ入院(措置入院)に至った経緯,発病に至った経緯」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は,本件請求に対し,次の起案文書中の開示請求者の措置入院に係る次の情報(以下「本件対象情報」という。)を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し,平成17年6月8日,条例第14条第3号(以下「第3号」という。)及び同条第7号(以下「第7号」という。)に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い,異議申立人に通知した。

- (1) 平成 年 月 日付け起案文書「精神保健指定医による診察の実施及び経費の支出について」
 - ア 精神障害者の通報について(以下「通報書」という。)
 - イ 診察指示書
 - ウ 診察通知書
- (2) 平成 年 月 日付け起案文書「精神保健指定医による診察結果について」
 - ア 措置入院に関する診断報告書(以下「診断報告書」という。)
 - イ 措置入院に関する診断書(以下「診断書」という。)
 - ウ 診察結果通知書
 - エ 措置入院決定のお知らせ
 - オ 移送に際してのお知らせ
 - カー入院措置通知書
 - キ 措置入院患者等搬送業務実施通知書
 - ク 入院通知書

3 異議申立て

異議申立人は,平成17年6月17日,本件処分を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し,全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は , おおむね次のとおりである。

私が当然知っている重要な情報について全開示すべきであり,非開示とする理由がない。本来自由であるべき私が強制的に入院させられたのであるから,個人の自由を制約された根拠となった情報は,自由を制約された私に開示すべきである。

病院側に個人情報開示請求をしても,事実と異なる記述が多く,うそと真実を 見極めるため,全部開示を希望する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると,本件対象情報を部分開示した理由などについては,おおむね次のとおりである。

1 通報書のうち異議申立人以外の者の氏名,住所,電話番号,職業,生年月日, 年齢,性別及び続柄について

通報書中「保護義務者の住所 氏名 年齢 性別 続柄」欄に記載されたこれらの情報は,精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第28条に規定する「現に本人の保護の任に当つている者」(以下「保護義務者」という。)の個人情報であり,第3号本文に該当する。

また,この欄に記載された保護義務者は,通常,被通報者の関係者であるが, 被通報者は制度的に誰であるかを知り得ない。このため,「法令等の規定により 又は慣行として開示請求者が知ることができ,又は知ることが予定されている情報」に該当せず,第3号ただし書各号のいずれにも該当しない。

2 通報書のうち異議申立人に係る判断に関する部分について 通報書中「精神障害者と認めた理由」欄に記載のこの部分は,通報者である 警察署長が異議申立人の状態について判断したものであり,この部分を開示することにより,通報者に対してこの判断について追及が行われ,その結果,今後通報者が行う自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(以下「自傷他害のおそれ」という。)のある者に対する判断について,公正な実施が困難になるおそれがある。

また,措置入院の決定は保健所長が行うとはいえ,通報者と被通報者の間にあつれきを生じ,ひいては通報者と保健所長間の信頼関係を損ない,今後の当該事務に関し,正確な事実の把握やその適正な遂行を困難にするおそれがある。

したがって、この部分は、第7号へに該当する。

3 通報書のうち 警察署が受けた相談内容に関する部分について

通報書中「精神障害者と認めた理由」欄に記載のこの部分は,次の理由により 第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第3号該当性について

この相談内容は一体のものであり,たとえ個人識別性がある情報を不開示としても,それ以外の情報から相談者が特定できるものであり,第3号本文に該当する。

また,保健所及び警察署では,相談内容を外部に漏らさないことは,当然の前提であるし,法令等の規定により又は慣行として異議申立人が知り得るか,又は知ることが予定されている情報ではなく,同号ただし書各号のいずれにも該当しない。

(2) 第7号へ該当性について

相談は公表されないことを前提に行われており,この部分を開示すると, 異議申立人が相談者に相談内容について追及を行い,今後,相談をためらっ たり,率直な発言や正確な情報提供が得られにくくなり,自傷他害のおそれ がある者の発見や正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

また,この部分を開示することにより,相談者,通報者及び保健所間の信頼関係を損ない,今後の当該事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。

したがって,この部分は第7号へに該当する。

4 診察通知書,診察結果通知書及び入院措置通知書のうち通知の相手方の氏名等 について

これらの情報は,通知の相手方の個人情報であり,第3号本文に該当する。

また,これらの文書は通常被通報者の関係者に通知されるものであるが,被通報者は制度的に誰に通知されたかを知り得ない。このため,「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ,又は知ることが予定されている

情報」に該当せず、第3号ただし書各号のいずれにも該当しない。

5 診察指示書,診断報告書及び診断書のうち指定医の氏名及び印影について これらの部分は,次の理由により第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第3号該当性について

精神保健福祉法第27条第1項による「措置入院のための診察」(以下「診察」という。)を行った同法第18条の精神保健指定医(以下「指定医」という。)に係るこれらの情報は,異議申立人以外の個人が識別できる情報であり,第3号本文に該当する。

指定医は厚生労働大臣が指定しているが,その氏名は公表していない。また,診察はその都度,保健所長が2名以上の指定医に依頼しているが,当該指定医の氏名を診察時に被通報者に対し文書で通知するものではない。

指定医は診察を特別職の公務員として行うため,職名は開示しているが, 職名から氏名が識別できるものではないことから,同号ただし書各号のいず れにも該当しない。

(2) 第7号へ該当性について

開示請求の対象となった事案(以下「本件事案」という。)の結論が措置入院となったため,開示すれば,異議申立人が診察を行った指定医に対し,その診察の内容等について追及を行い,今後の診察について,その公正性が損なわれるおそれがある。さらに,今後,保健所長の診察依頼を指定医に拒否されるおそれがあることから,第7号へに該当する。

6 診断書のうち生活歴及び現病歴について

診断書中「生活歴及び現病歴」欄に記載の事項は,次の理由により第3号及び第7号へに該当する。

(1) 第3号該当性について

「生活歴及び現病歴」欄には,異議申立人の生活歴及び現病歴について, 診察を行った指定医が異議申立人の訴えと異議申立人以外の者から提供され た情報を融合した情報を記載しており,異議申立人以外の者の個人情報及び 情報提供者が特定され得る情報が含まれているため,第3号本文に該当する。

また,これらの情報は法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ,又は知ることが予定されている情報に該当しないため,第3号ただし書各号のいずれにも該当しない。

なお,本人の訴えに基づくものを明確に分離できなかったため,一連の情報として全体を不開示とした。

(2) 第7号へ該当性について

本件事案の結論が措置入院となったため,開示すれば異議申立人が情報提供者に対し提供した情報について追及を行い,今後診察に必要な情報提供が得られにくくなり,正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

また,情報提供者と保健所長間の信頼関係を損ない,今後の診断事務の公正かつ円滑な執行に支障を来すおそれがあることから,第7号へに該当する。 なお,指定医に確認したところ,本人の訴えに基づくものを明確に分離できなかったため,一連の情報として全体を不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人を指定病院に入院させたことに関する記録である。 措置入院は、精神保健福祉法に基づいて、医療及び保護のために、自傷他害の おそれのある者を県知事の権限で指定病院に入院させる制度である。措置入院の 必要性については、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、指定医2名以 上が診察し、判断することとされている。

本件事案においては,平成 年 月 日, 警察署長が精神保健福祉法第24条の規定に基づき,東広島地域保健所長に,異議申立人を被通報者とする通報を行い,当該保健所長は,精神保健福祉法第27条第1項の規定による診察の必要性を認め,2名の指定医に診察を依頼した。これを受けて,当該指定医が診察を行い,その診察結果に基づき,当該保健所長は入院措置を行った。

本件処分において不開示とした情報は,次のとおりである。

- (1)通報書のうち保護義務者の氏名,住所,電話番号,職業,生年月日,年齢, 性別及び続柄(以下「保護義務者の氏名等」という。)
- (2)通報書のうち異議申立人に係る判断に関する部分(以下「異議申立人に係る 判断部分」という。)
- (3)通報書のうち 警察署が受けた相談内容に関する部分(以下「相談内容部分」という。)
- (4)診察通知書,診察結果通知書及び入院措置通知書のうち通知の相手方の氏名 及び相手方が推察され得る情報(以下「通知の相手方の氏名等」という。)
- (5)診察指示書,診断報告書及び診断書のうち指定医の氏名及び印影(以下「指定医の氏名等」という。)
- (6)診断書のうち生活歴及び現病歴(以下「生活歴及び現病歴」という。)
- 2 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について
 - (1) 保護義務者の氏名等について

通報書の「保護義務者」欄には,当該保護義務者の氏名,住所,電話番号, 職業,生年月日,年齢,性別及び続柄が記載されており,実施機関はこれら が第3号に該当すると主張する。

ア 第3号本文該当性について

第3号本文では「開示請求者以外の個人に関する情報であって,開示請求者以外の特定の個人が識別され,若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが,開示することにより,なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を,不開示とすべき情報として規定している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは ,いずれも保護義務者 が特定され得る情報であり ,第3号本文に該当すると認められる。

イ 第3号ただし書該当性について

第3号は,開示請求者以外の特定の個人が識別され得る情報であっても, 例外的に開示すべき場合を定めているので,以下それらに該当するかどうか について,検討する。

(ア) 第3号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるときは開示することとされている。

保護義務者は,精神保健福祉法第28条に規定する「現に本人の保護の任に当つている者」であるが,実施機関の説明によると,通常,通報者が被通報者(本件では異議申立人)の関係者の中から該当者として記載した者であって,それが誰であるかは被通報者にとって必ずしも明白ではないということである。

また,誰が保護義務者とされたかは,精神保健福祉法上,被通報者に通知することにはなっていない。

そうすると、保護義務者が誰であるかは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるとは言えず、第3号ただし書イに該当するとは認められない。

- (イ) 第3号ただし書口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を開示すべきこととしているが、保護義務者が誰であるかがこれに該当するとは認められない。
- (ウ) 第3号ただし書ハでは,当該個人が公務員等である場合において,「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしているが,保護義務者は公務員として任命されているものでないことは言うまでもないため,これに該当するとは認められない。
- ウ したがって、保護義務者の氏名等は第3号本文に該当し、かつ、同号ただ

し書各号のいずれにも該当しないため,これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 相談内容部分及び異議申立人に係る判断部分について

通報書の「精神障害者と認めた理由」欄には,通報者(本件では 警察署長)が相談者から受けた相談内容及びその情報をもとに通報者が異議申立人に対して行った判断に関する記述が含まれている。実施機関は,前者については第3号及び第7号へに,後者については第7号へに該当すると主張する。

まず、第7号へ該当性について検討する。

第7号へは,開示することにより,「個人の評価,診断,選考,指導,相談等に係る事務に関し,当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり,又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」がある情報は開示しないこととしている。

確かに 相談者が相談を行った内容や警察署による判断の内容が後日被通報者に知られることになることを前提とすれば 相談者が相談をためらったり ,相談者と警察署の信頼関係が損なわれるおそれがあると考えられるし 相談を受けた警察署に関しても ,その率直な意見や判断を通報書に記載することが困難になると予想される。

そうすると、保健所が精神保健福祉法の規定により行う措置入院に関する事務の目的が達成できなくなり、又はこの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって,相談内容部分及び異議申立人に係る判断部分は,第7号へに該当すると認められるため,第3号該当性を判断するまでもなく,これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 通知の相手方の氏名等について

通知の相手方の氏名等について,実施機関は第3号に該当すると主張する。

ア 第3号本文該当性について

通知の相手方の氏名等は,特定の個人が識別され得る情報であることから,第3号本文に該当すると認められる。

イ 第3号ただし書該当性について

(ア) 第3号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとしている。

診察通知書等の通知の相手方は,保健所長が「現に本人の保護の任に当つている者」として認めた者であるが,その者が誰であるかについては,精神保健福祉法上,被通報者に通知することにはなっていない。

したがって、通知の相手方の氏名等が第3号ただし書イに該当すると

は認められない。

- (イ) 第3号ただし書口では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を開示することとしているが、通知の相手方の氏名等がこれに該当するとは認められない。
- (ウ) 第3号ただし書ハでは,当該個人が公務員等である場合において,「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしているが,通知の相手方は公務員として任命されているものでないことは言うまでもないため,これに該当するとは認められない。
- ウ したがって,通知の相手方の氏名等は,第3号本文に該当し,かつ同号た だし書各号のいずれにも該当しないため,この情報を不開示とした実施機関 の判断は妥当である。

(4) 指定医の氏名等について

指定医の氏名等について 実施機関は第3号及び第7号へに該当すると主張する。

まず、第3号該当性について検討する。

ア 第3号本文該当性について

指定医の氏名等は、特定の個人が識別できる情報であることから、第3 号本文に該当すると認められる。

- イ 第3号ただし書該当性について
 - (ア) 第3号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとしている。

指定医は,精神保健福祉法第18条の規定により厚生労働大臣が医師のうちから指定するもので,公務員として措置入院を必要とするかどうか等の判定を行うこととされている。

そうして,厚生労働大臣が誰を指定医に指定したかについては,一般に一切公表されておらず,また,実際に誰が指定医として診断を行ったかは被通報者に知らされることはない。

したがって,指定医の氏名等が第3号ただし書イに該当するとは認められない。

- (イ) 第3号ただし書口では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護する ため、開示することが必要であると認められる情報」を開示することと しているが、指定医の氏名等がこれに該当するとは認められない。
- (ウ) 第3号ただし書八では,当該個人が公務員等である場合において,「当 該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当

該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

(ア)で述べたように,指定医は公務員として職務を行うのであるが, ただし書八では「職及び当該職務遂行の内容」を開示することとしてい るのであり,「氏名」を開示するとはしていない。

したがって,指定医の氏名等が第3号ただし書八に該当するとは認められない。

ウ したがって,指定医の氏名等は第3号本文に該当し,かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため,第7号へについて判断するまでもなく,これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 生活歴及び現病歴について

実施機関は,「生活歴及び現病歴」欄の記載部分について,第3号及び第7号へに該当すると主張している。

まず、第7号へ該当性について検討する。

本欄は 異議申立人を診察した指定医が被通報者本人からの聴取内容及び被 通報者以外から収集した情報等を総合して記載しているものである。

本欄の記載内容が異議申立人に開示されると 誰が指定医に情報を提供したかが推察され,その結果,情報提供者からの率直な意見が得られなくなり,今後の診察に必要な情報収集が困難になると考えられる。

そうすると,今後,保健所が行う措置入院に関する診断に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって,生活歴及び現病歴は,第7号へに該当すると認められるため,第3号該当性を判断するまでもなく,これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって, 当審査会は,「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17.9.9	・諮問を受けた。
17. 9.26	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17.11.17	・実施機関から理由説明書を収受した。
17.12.15	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1.10	・異議申立人から意見書を収受した。
18. 1.18	・実施機関に意見書の写しを送付した。
18. 2.27 (平成17年度第7回第1部会)	・諮問の審議を行った。
18.3.22 (平成17年度第8回第1部会)	・諮問の審議を行った。
18. 4.21 (平成18年度第1回第1部会)	・実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取 した。 ・諮問の審議を行った。
18.5.22 (平成18年度第2回第1部会)	・諮問の審議を行った。
18.6.16 (平成18年度第3回第1部会)	・諮問の審議を行った。
18.7.18 (平成18年度第4回第1部会)	・諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員(五十音順)

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西村 裕三 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授